

理事長	副理事長		事務局長	課長	係長	係

## 組合員資格得喪通知書

農用地利用集積計画 農地法第 条に基づく指令 号 により組合員資格が得喪したので、土地改良法第 43 条第 1 項により通知いたします。

令和 年 月 日  
**現資格者** 住所

No. .... 氏名 印  
 明治 大正 昭和 平成 年 月 日生

**新資格者** 住所

No. .... 氏名 印  
フリガナ  
 明治 大正 昭和 平成 年 月 日生

大町溝土地改良区  
 理事長 佐藤良 殿

入力チェック	入力日	区報ラベル

### 1. 資格得喪たる対象の土地

土地の所在				地目	地積	備考
市町	大字	字	地番			
					m <sup>2</sup>	

### 2. 資格得喪の原因及び時期

(原因) 売買 贈与 交換 相続 後継者移譲 世帯主変更 農業経営者変更

賃借→ほ場整備の経費について負担 現資格者(所有者)  
 賃借解約 新資格者(耕作者)  
※上記のいずれかに○を付けて下さい。

(時期) 令和 年 月 日

(賃貸借期間) 令和 年 月 日まで 年間

3. 賦課金引落し口座(変更新規) 庄内みどり農協 \_\_\_\_\_ 支店 No. 

--	--	--	--	--	--

名義人 \_\_\_\_\_

賃貸借権を設定された場合は、裏面もご記入ください。

# 賦課金納入取扱申請書

令和 年 月 日

現資格者  
(賃貸人)

住所

氏名

印

新資格者  
(賃借人)

住所

氏名

印

大町溝土地改良区  
理事長 佐藤良 殿

下記土地を農地法等の規程により上記記載の両者にて賃貸借権を設定したので、下記の内容にて賦課金納入の取扱いを申請します。

記

- 1.一般会計賦課金は新資格者(賃借人)が納入する。
- 2.各特別会計賦課金(償還賦課金)は現資格者(賃貸人)が納入する。
- 3.この取扱いについては、双方同意の上届出したものとし、一般会計賦課金並びに特別会計賦課金(償還賦課金)が滞った場合は、滞った一般会計賦課金は現資格者(賃貸人)が、特別会計賦課金(償還賦課金)は新資格者(賃借人)が納入する。
- 4.この取扱いは下記期間有効とし、その後、期間満了となり農業委員会において権利が再設定された場合は、当事者が土地改良区に変更を届出るものとする。
- 5.変更等が生じたにもかかわらず届出無い時は現状のままの賦課とするが、この場合であっても土地改良区に責任は生じないものとする。

◎取扱いの対象たる土地 並びに 賃貸借期間  
資格得喪通知書記載のとおり